

ぜんしゅりきょう

2014
3月
March

通巻76号

全国研修会特集

平成26年度全国研修会を東京で開催!!

平成26年2月21日東京の株エッサム神田ホール本社にて第2回全国研修会が開催され、全国各地から総勢51名が参加されました。
第一部ー仏壇公正取引協議会全体説明とパネルディスカッション 第二部ーニューリーダー部北越研修事業報告 第三部ー終活カウンセラー協会理事長 武藤頼胡氏を講師にむかえての講演会、の三部構成で行ない、今回も宗教用具会の今後にとって有意義な研修会となりました。

仏壇公正取引協議会会長 小堀賢一氏より

「仏壇公正競争規約」施行約一年の現状と

「仏壇公正取引協議会」全体説明



司会の西春貞男氏

つい先日発行されました「公取協通信第一号」に沿って話を進めます。これまで全国二十か所で公正競争規約の説明をしました。実はこの規約の前提として「景品表示法」があつて、その第四条に「不当に良く見せる表示はだめ」と書かれてあります。誰もが守らなければいけない法律で、仏壇公正競争規約はそれを踏まえて作られたというところがガイドブックにも書いてあります。本協議会もこの規約も「景品表示法」に則ってできていることを分かっています。

仏壇公正取引協議会には消費者庁や各団体等から頻りに問い合わせがあります。典型的なものは「会員企業の中に不当表示の疑いの情報があるので調べなさい」というものです。しかし、会員にはこれまで故意によるものが一軒も無かったのですが、会員以外には故意と思われる不当表示がありました。そのすべてに対し当協議会が直接対応す

ます。まず総務委員会ですが、設立準備委員会の時に会費を徴収していなかったツケがひびいて設立後も終始厳しい状況が続いています。昨年の総会で昨年九月からの入会金と次年度からの会費の値上げが承認されました。財政状況の問題解決が急務となっていますので、会員の皆様には一層のご協力をお願いいたします。



小堀賢一氏



研修会の様子

るのは難しいので、最寄りの公正取引委員会や弁護士を通じて対応しているものがあります。せっかく規約ができたのですから、新聞に載るような案件を発見して、それを取り締まっていけることをアピールしたいと考えています。次に委員会活動について説明します。

調査委員会では、これまで五十六件の調査依頼が届き、うち三件が消費者庁と公正取引委員会から、残り五十三件が消費者・同業者からのもので、「二重価格の疑い」「地域一番店との不当誇大表示」「原産国の表示がない」などです。事務局が対応していますが時間がかかっております。最後に次年度に向けてですが、全国各地の公正取引委員会に対応できる様に支部作りを進めています。総会で報告してそこからスタートしますのでよろしくお願いいたします。

【目次】

P1	研修会特集	平成26年度全国研修会開催 「仏壇公正競争規約」施行約1年の現状と 「仏壇公正取引協議会」全体説明
P2 P3		パネルディスカッション
P4 P5		講演「供養業界として終活の 取り組み方」武藤頼胡氏
P6		安田松慶氏 旭日小綬章受章祝賀会 花まつり・事務局からのお知らせ

講演「供養業界として終活の取り組み方」

一般社団法人 終活カウンセラー協会

武藤 頼胡 氏

皆様こんにちは。今日は「終活」ということでお話をさせていただきます。去年は全国百三十か所くらいで殆どお年寄りを対象に講演をしてきました。「終活」については昨年あたりから知名度が上がりましたが、一般の人は、言葉は知っていても実際の中身は分かりません。ですからその道のプロである皆さんにこういうことを通じて事業に役立てていただければと思っています。宜しくお願いします。

二〇一〇年に自分に「終活カウンセラー」という呼称を付け、一人で「終活相談センター」を開設しました。次いで法人化した方がいいだろうということで「一般社団法人終活カウンセラー協会」を設立し、終活カウンセラーの検定試験もこれまで二十回ほど実施しています。今年は受講者数を一万人にしようという大変大きな目標を持っています。

なぜこのようなことをしようと思ったのかと言いますと、「お葬式セ

ミナー」に参加していて、高齢者はどこに何を相談していいか分からない、自分の不安が何なのかも分からない方が沢山いることを知りました。日本はエンディングという分野が遅れているので、終活カウンセラーがいて、一括して聞いて、専門家が要るのなら紹介すればいいのではないかと考えたのです。実際の相談もうけていますが、十五%は専門家がが必要な案件です。あとの八十五%はお話で終わり、どこか話す場所があればそれで済みます。

ネットのサイトも開設したところ、一年で九十件問い合わせがありました。そこで一人でやるのではなく、きちんとした制度を作るべきだと思い、法人化しました。今このサイトのアクセス数が昨年十一月だけで七万ありまして、そのくらい終活に興味を持っている方、また終活に取り組んでいる方が多くなったのではないかと感じています。

では終活カウンセラーとは何かと言いますと、自分の終活は何だろうと考えると、それをサポートする。知識としては保険・相続・僧侶・お墓年金・介護等、こんな知識を持っています。検定試験をどんな方が受けているかと言いますと、葬儀社・保険関連・主婦・葬祭関連・FP・石材店・介護・金融・行政・僧侶などですが、一番多いのは「その他」。レストランオーナーや女優、中には中学生もいます。最近では個人個人で終活を勉強しておこうという風潮があるからではないかと考えています。

全国を回りながら終活のイメージについてアンケートを取っています。第一位は「相続の準備」。第二位は「お墓の準備」。第一位は「お葬式の準備」です。ではなぜ準備をすることが大事なのか。そこに気づいてもらい、次に自分の人生でなにをしようかと考えてもらう「モチベーションづくり」を目指してお話しています。

「終活」という言葉は二〇〇九年週刊朝日の連載記事から出ました。当時は単に「お葬式の準備をしよう」「お墓の準備をしよう」という普段からの記事に〇〇活が流行っていることから「終活」という言葉を考え付け

ました。私は終活カウンセラー協会の設立に当たって、終活の定義を「人生の終焉を考えることを通じて自分を見つめ、今をよりよく自分らしく生きる活動」と決めました。ですから終活は単に「やりかた」を示すのではなく「あり方」を示すものです。

テレビ番組のビデオを見ていただきますが、終活が縁起でもないという時代ではなくて、「縁起でもない」という時代から「迷惑をかけたくない」という時代になってきたのです。昨年「終活フェスタ」をやったところ、一日で二千百人の方が来場され、「入棺体験会」もあって三百人くらいが参加しました。そこで思ったのは、人は生まれて来る時と亡くなる時は平等ということです。

今日はみなさんの命の貴重な一時間をお過ごし終活のお話しをさせていただきました。もちろん企業として、お店としているいろいろな取り組みはあると思いますが、まずは自分の人生ですので、今日、まずはみなさんの終活ということを考えていただければ幸いです。御静聴ありがとうございました。



武藤 頼胡 氏

セミナーでは、
○×カードを
使って…



クイズで楽しく覚えましょう!

エンディングに関しての…

第一問

「ケアプランは自分で
作成しても良いか？」

正解は「○」

第二問

「介護ヘルパーに年末の
大掃除を頼んでも良いか？」

正解は「×」

第三問

「香典には税金がかかり、
所得税を払う」

正解は「×」

第四問

「亡くなった場合すべての人
に相続税がかかるので、申告
して納税する義務がある」

正解は「×」

第五問

「自筆の遺言書が見つかった
場合は、親族が揃っている席
で開封して確認する」

正解は「×」

…クイズもありました。